番 号:140852 国 名:フィリピン

担当部署:社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名:バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(組織・制度構築計画/行政人材育成計画)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:組織・制度構築計画/行政人材育成計画

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2014年11月中旬から2015年2月中旬まで

(2) 業務M/M: 国内 0.75M/M、現地 1.50M/M、合計 2.25M/M

(3)業務日数: 準備期間 第1次現地 第1次国内

3日 30日 6日

第2次現地 帰国後整理期間

15日 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限: 10月22日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 21点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 35点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務 組織・制度構築及び行政人材育成にかかる各種業務 対象国/類似地域 フィリピン/全途上国 語学の種類 英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:なし

(2) 必要予防接種:なし

6. 業務の背景

フィリピン国の南部に位置するミンダナオ島は面積10.2万平方キロ、人口約2,200万人(2010年統計)の島嶼である。南西部・中部ミンダナオでは、40年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えている。

1990年、ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM)自治政府が発足し、1996年ミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線(MNLF)とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、1984年にMNLFから分離したモロ・イスラム解放戦線(MILF)とフィリピン政府との間で武力衝突が繰り返されてきたが、2001年にフィリピン政府とMILFとの間で和平交渉が開始され、「トリポリ協定」に基づき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILFのもとにバンサモロ開発庁(BDA)が設立された。

2012年10月、フィリピン政府・MILF双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名され、2016年に「バンサモロ新自治政府」(以下、「新自治政府」)の設立が合意された。同合意に基づき、2013年から3年間を移行期間として、バンサモロ移行委員会(Transition Commission、以下BTC)の設置、BTCによる新自治政府設立のためのバンサモロ基本法案(以下、「基本法案」)の策定、バンサモロ移行政府(以下「移行政府」)設立、ARMM政府の廃止を経て、2016年には新自治政府が設立されることとなっている。このような状況から、JICAはフィリピン政府の要請を受けてバンサモロ包括的能力向上プロジェクトを開始した。本プロジェクトでは、新自治政府の体制・制度構築、当該地域住民の意向に則した地域開発計画の策定、新自治政府による住民の期待に応える効果的な行政サービスの提供、新自治政府設立に向けた行政官の育成の促進を目的にBTC、ARMM政府等をカウンターパート(以下、C/P)として2013年7月~2016年7月の協力期間で実施中であり、現在、長期専門家3名が派遣されている。

協力開始後の2014年3月には「包括和平合意」が調印され、同4月にBTCは基本法案を大統領府に 提出した。その後、政府-MILF間での交渉を経てようやく2014年9月に同法案は緊急議案として大 統領より議会に提出された。今後、2015年年初頭に議会で同法案が可決されれば、住民投票によ る批准を経て2015年前半には移行政府が設立される見込みである。その次の段階として、新自治 政府設立のための議会選挙は2016年前半に見込まれている。

下院議員に提出された基本法案によれば同法案に基づき、行政組織令、歳入令等の整備が行われ、各種行政組織設立の準備が行われることとなっており、移行政府及び新自治政府の職員の確保や育成についても並行して予定されている。しかしながら、移行政府としての体制を整えるにあたって時間的制約が厳しいことから、法案成立に先立ち、その施行に向けた準備に取り掛かる必要がある。これを踏まえ、JICAは、法案の内容に基づき、移行政府及び新自治政府設立に至るまでに必要な準備事項を整理し、それを具体的な工程表で表すための支援を行うものである。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクト長期専門家及びC/Pと協働しながら、移行政府及び新自治政府設立に至るまでに必要な準備事項を整理し、具体的な工程表で表すため、同法案の内容を確認し、現状調査によって、必要なデータ、情報を収集、整理、分析し、組織、制度、行政人材育成の各計画を策定することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2014年11月中旬)
 - ①プロジェクト関係資料(詳細計画策定調査報告書等)を確認し、プロジェクトの内容及び 進捗状況について把握する。
 - ②包括和平合意文書、基本法案等の関連資料を分析し、移行政府及び新自治政府の設立に向けて今後予定される事項(特に喫緊に取り組みが必要な諸課題)を整理する。
 - ③業務計画書(和文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出する。
 - ④現地派遣期間の業務計画について、監督職員と協議した上で、JICAコタバトプロジェクトオフィス(以下CPO)、同フィリピン事務所とのテレビ会議にて、内容を確認する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2014年11月中旬~2014年12月中旬)
 - ①JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。

- ②現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン(英文)に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ③制度構築に関する以下の情報を収集し、課題を分析する。
- ア)基本法に基づいて作成される各種法令、条例等
- イ)関連する中央政府及びARMM自治政府の法令や条例等
- ウ) 各種法令及び条例等の策定体制、策定スケジュール
- ④組織体制構築に関する以下の情報を収集し、課題を分析する。
- ア) 移行政府に設置される各種組織
- イ) 各種組織の機能、設置スケジュール
- ⑤行政人材育成に関する以下の情報を収集し、課題を分析する。
- ア)フィリピン国の行政人材の登用と育成の制度
- イ)移行政府で必要となる人材育成
- ウ) 自治政府で必要となる人材育成
- エ)フィリピン国内、及び、本邦及び第三国の研修リソース
- オ)世銀、国連、主要援助機関による支援方針、計画
- (3) 第1次国内作業期間(2014年12月中旬~下旬)
 - ①第1次現地派遣期間で収集した情報を整理、分析し、移行政府、自治政府を計画的に設立 するための、制度構築、組織体制構築、行政人材育成の実施体制、実施スケジュールにつ いて検討する。
 - ②監督職員と協議の上、政策研究大学院大学の関係者など有識者からヒアリングを行い、上記①の内容に反映する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2015年1月上旬~下旬)
 - ①移行政府、自治政府を計画的に設立するための、制度構築、組織体制構築、行政人材育成の実施体制、実施スケジュールについて、C/Pに説明し、内容について協議する。その際、優先的に取り組むべき事項についても協議し、優先度を付ける。
 - ②上記①の検討結果に基づき、移行政府及び新自治政府設立に至るまでの具体的な工程表 (JICAの支援案を含む)を作成する。
- (5) 帰国後整理期間(2015年1月下旬~2月上旬)
 - ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部:監督職員、プロジェクトチーム、フィリピン事務所、C/P機関) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案) などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文5部:監督職員、プロジェクトチーム、フィリピン事務所、C/P機関)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処

- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上すること)。

航空経路は、成田/羽田⇒マニラ⇒成田/羽田を標準とします。

フィリピン国内移動については航空券を現物支給するため、契約に含めないこと。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などに おける災害補償保険(戦争特約)について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html) を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

フィリピン・ミンダナオ地域に関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般 管理費等率の基準(上限)を10%加算します。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2014年11月15日~12月14日、第2次現地派遣期間は2015年1月7日~1月21日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています)。

- · 総括(長期派遣専門家)
- ·業務調整1(長期派遣専門家)
- 人材育成・組織能力強化/業務調整2(長期派遣専門家)
- ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ) 国内移動

マニラ-ミンダナオ島(コタバト市)間のフライト等活動に必要な国内移動の提供

ウ)宿舎手配

ミンダナオ島での活動期間に限り、プロジェクトチームが手配する(但し、宿泊料は契約に含まれる)

エ)車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

才) 通訳傭上

なし

カ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

キ) 執務スペースの提供

本プロジェクト事務所(ミンダナオ島コタバト市)における執務スペース提供(ネット環境有)

ク) 警護及び警備員配置

プロジェクトチームによる、活動に必要な警護に係る警備員の配置

(2)参考資料

- ①本業務に関する資料を当機構社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室(TEL:03-5226-8126) に照会後、電子データにて配布する。
- ·詳細計画策定調査報告書
- R/D
- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要 (http://www.jica.go.jp/project/philippines/009/index.html)
 - ・プロジェクト基本情報

(http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02 /013fdec451a10fbe49257bec0079d9f7?0penDocument)

- •基本法案 (http://www.opapp.gov.ph/resources/draft-bangsamoro-basic-law)
- 基本法案のFAQ

 $(\underline{\text{http://www. opapp. gov. ph/milf/news/frequently-asked-questions-draft-bangsamoro-basic-law})$

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②紛争国もしくはポストコンフリクト国での業務経験があることが望ましい。
- ③フィリピン国ミンダナオ島内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、フィリピン事務所、プロジェクト関係者の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上